

# 日本の学校制度と教育課程の評価について

—明治から昭和の敗戦までに焦点をあてて—

## Evaluation of School System and Education Curriculum in Japan

—Focusing on the period from Meiji to defeat in war in Showa era—

松田 智子

Tomoko Matsuda

### 要旨 (Abstract)

本稿では、近代公教育制度の基本的骨格である学制が施行されてから、昭和時代の敗戦を迎えるまで期間の教育制度と教育内容について、その社会的な背景と関係づけながら論じる。さらに、その教育課程の評価についても、社会的な背景と関連付けつつ論じることとする。従来は、学校制度と教育課程の関係または教育課程とその評価について論じられる場合が多かったが、本稿ではあえて学校制度と教育課程とその評価までを一体としてとらえ、そこから概観する日本の教育について考えることを提案する。教育の目的や教育課程が、その時の国家の求める人材像に規定されてきたことは、歴史的にも明確になっている。しかし、教育評価については、前者の2つと切り離して論じられることが多い。そこで本稿では、上記の3つを一体としてとらえ、日本の公教育の制度の基礎が構築される過程を概観することとする。

キーワード 教育制度、教育課程、評価の歴史

### I. はじめに

日本の組織的な学校教育は、古代の701年(大宝元)に作成された大宝律令の学令により、中国の影響を色濃く受けながら始まった。これは、中央官僚等の養成のために設立された大学(国学寮)が、当時の為政者により整えられたことから始まる。このような制度は、平安時代末期の律令制度が崩壊するまで細々と存続していた。それから以後の学校制度は、近世の江戸時代まで、それぞれの時代の為政者の社会的な利害関係に規制を受けながら、様々な変換を遂げることになる。それらの時代には、階級や身分制度が存在し、個人がどの集団に属するかにより、在籍する教育機関も違えばその教育課程も大きく異なり、近代の明治以降のように中央集権的な国家的規模で定められた教育課程は存在しなかったと言えよう。本稿では、日本の学校制度について、特にその時代の教育課程評価に焦点を当てつつ論じるため、国家的規模の教育制度が定められた明治時代以降のそれらについて、以下に論じていくこととする。

### II. 明治時代の教育制度と教育課程評価

#### (1) 「学制」の領布

明治時代以降、江戸時代の教育のありかたを十分に継承しながら、欧米の教育を参考として、近代公教育制度の基本的骨格である「学制」が1872年(明治5)に定められ、日本各地で学校設立が始まった。学制は全国民を対象とした、新しい学校制度を示す大綱であった。廃藩置県に伴い、国内の教育行政を統轄する機関として、文部省も

1891年(明治4)に設置された。この学制の精神的な支柱は1871年(明治4)の太政官布告214号である「被仰出書」にある。これには「人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を唱にして、其生を遂るゆえんのは他なし、身を修め、智を開き、才芸を長ずることによるなり」さらに「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人ならかしめんことを期す」と記されている。これは個人主義的な欧米の考え方から影響を受けたものであり、学校教育の目標は立身出世や産業振興により、個人がその夢を実現したり財を成したりすることにあると強調している。

当時は、全国を8大学区(翌年に7学区に改正)に分割し、その地区ごとに大学を1校設置し、1学区を32中学区に分け、1中学区を210小学区に分けた。合計256校の中学校、53760校の小学校を設ける計画であり、これらの施設により、日本の学齢期の児童生徒を全部就学させる予定であった。このように法的な整備は整い、学制は順調に実施されるかに思えたが、残念なことに当時の明治政府には、学制の実行を支える経済的な基盤をほとんど備えていなかった。学校を設立するには、まず校舎の建設用土地の確保や校舎建築の費用準備・各設備や教材の作成の費用・教員の養成学校等、様々な面で事前準備や経費が必要であったが、どれも不十分であった。やむなく、当面は江戸時代に使用していた寺院や村の集会所などを借用し、教員も免許制度がなく江戸時代の師匠経験者等を、一時的に採用してなんとか運営していた。そのうえ、学校は現在の義務教育のように無償ではなく、月に2銭の授業料を払わなければならないであった。この当時の農村においては、子どもは重要な労働力であるにも関わらず、国家により就学が強制されることにより農家は重要な労働力を奪われた。そのうえに授業料や学校設立の負担をまでさせられることに対し反発した農民は、小学校廃止を目的とした農民一揆をたびたび起こしているありさまだった。

## (2)「教育令」及び「改正教育令」の公布

先述したように、学制の基本的思想は欧米諸国の個人主義や自由主義の影響を受けていたために、封建的な思想が残る日本の実情との間に、大きな齟齬を引き起こした。そのため、1979年(明治12)に学校教育制度を規定する「教育令」が新たに公布され、「学制」は廃止された。教育令は、アメリカの教育行政制度を参考にしてしたが、自由主義の精神にだけでなく日本の教育実情も考慮し進められた、妥協の施策であったといえる。小学校の設置運営基準の緩和、画一的な学区制の廃止、就学規定の弾力化なども含まれていた。さらに地方の行政機関に対し、大幅な教育の権限を委譲し、中央集権的な国家レベルの教育が求められる、この時代の要請に応えるものとはならなかった。当時の日本は欧米諸国との世界的な経済競争にさらされ、国家財政を豊かにするための優秀な人材(政治家・経済人・兵士等)確保が優先されたにもかかわらず、このような妥協的な「教育令」の公布はかえって小学校教育の停滞を招くこととなった。

教育機能の低下への懸念を払拭するため、国の教育行政機関は1880年(明治13)に「改正教育令」を公布した。この内容は、学校設置は府知事県令の指示によるものとする、修学年限を小学校3年以上とすること、教則は文部省が定めた綱領に基づいて府県知事令が定めること、修身が各科目の中で最重視されることというものだった。つまり、この改正教育令により、国が教育の制度や内容について、地方教育行政機関に対し指導をすることが可能である制度が確立されたことになる。

## (3)「学校令」の制定

教育課程の国家基準を示すものとして、この後に相次いで4つの「学校令」が制定された。まず、1881年(明治14)に「小学校教則綱領」が定められ、日本における教員の使命と職務について記した「小学校教員心得」が出された。これには、教員は道徳教育に注力することや、政治的な活動に参加しないこと等が述べられていた。

1885年(明治18)には、初代の文部大臣として森有礼が就任し、教育令に代わり、各学校種別に応じた学校令を

制定した。「帝国学校令」「師範学校令」「中学校令」「小学校令」である。これらの4つの法令を基礎にしつつ、日本における近代的な教育制度が確立されていくことになる。日本の教育制度の基礎となったこれら4つの法令について、以下の簡単に説明する。

「帝国大学令」では、大学の目的は「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スル」と定められている。つまり、大学で行われる研究や教育は、国家のために貢献することを目的とすると規定したのである。「師範学校令」は、教員養成制度を定めたものである。当時の日本にとり、国民の思想教育にとって、子どもを直接に指導する教師の存在は不可欠であり、これは森有礼文部大臣が最も重視した法令である。当時の教師の資質として重視とされたのは「順良・親愛・威重」である。師範学校での教育課程は、実践的な教育内容や教授技術法が中心であり、国家的な求める教員像の育成のための画一的で閉鎖的な教育内容であった。

「中学校令」は尋常中学校（5年）と高等中学校（2年）の目的や内容を規定していた。「小学校令」は初等教育の制度を規定したものである。国民の臣民教育の強化を図るために、義務教育化されたものである。小学校令は、国家を支える思想教育の基盤となるものなので、その後の社会情勢の変化を大きく受けて、何度も改訂を行うことになる。

例えば、1886年（明治19）に小学校が尋常小学校となり、この義務教育機関への4年間の就学が義務化された。さらに尋常小学校の上には4年間の高等小学校が設置され、授業料を徴収することが法令により明記された。しかし、授業料の滞納者が多く存在し、このことが就学率を悪化させることとなった。

#### （4）教育課程と評価

明治時代の教育課程の主な内容は、大学校は「高尚の諸学」を修める専門の学校として、理学・医学・法学・化学・数理学などの科目を置いていたが、修了する年限などは決められていなかった。小学校等では修学科目として習字・綴字・読本・算術・地理・物理・口授（国体・修身・養生）などであった。進級は江戸時代の考え方を継承し、その影響を受けていたため、一定の到達すべき基準の学力を身に付けた時のみ、次の段階に進むことが許可されるという等級制の考え方が原則であった。小学校では計16級（半年進級、後に1年）に分けられ、等級ごとに決められた教育課程を確実に習得し、資格試験型の試験を下級から受験し合格すると進級が認められる制度であった。その後臨時試験（編入者用）・月試験（月ごとの試験の結果で席次が上下する）・比較試験（学力の競い合い試験）などが加えられた。日課優劣表や月次試験で平常の成績や品行を把握し、進級試験や卒業試験で進級等を認定していた。優秀であれば飛び級も認められたという。これらは知育中心の個人主義的な能力主義的な教育観に支えられた、教育課程の評価であった。それは以下の2つの学制の条文が表している。

第48章 生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ踏マシムルコトヲ要ス。故ニ1級毎ニ必ス試験アリ。1級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ、試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス。

第49章 生徒学等ヲ終ル時ハ大試験アリ（小学ヨリ中学ニ移リ、中学ヨリ大学ニ進ム等ノ類）。但大試験ノ時ハ学事関係ノ人員ハ勿論、其請求ニヨリテハ他官員トイヘトモ臨座スルコトアルナシ。

上記に述べられたように、1年間学校へ行つて学習すれば自動的に2年生になる、そして次は3年生になるという履修主義ではなかった。入学したらまず第8級になり、6カ月学んでから試験を受けて合格したら第7級になるという、習得主義が原則だった。

このような到達度評価が基本の等級制のため、児童の各階層別の在籍人数は、当然のことだが下級クラスには多く在籍するが、上級クラスになるにしたがって減少することになる。当時の文部省の年報に基づいて整理された在籍人数を紹介する。例えば京都府では、明治12年に最年少の第8級の人数割合を100とした場合、第7級は44、第6級は24と約半分に子どもが減少しており、第5級が15、第4級が10という割合になっている。他の地域でも似たような割合だったと記されている。再度、京都で明治18年に調べると、最下級の第6級の在籍人数割合を100とすると、次の第5級が71、第4級が67、第3級が61、第2級が51、第1級が49となっている。このような状況だと、小さな学校では、各級ごとに担任教師を当てるのが困難になる。それぞれの級クラスに教師を当てると、上の級では教員1人当たりの担当児童数が少なすぎて、教育行政は人件費の負担により財政的に破綻することになる。

このように、何回もの試験制度で到達度を確認するという教育方法は、一方では新しい西洋の知識を指導できる人材が大幅に不足している当時において、その教育水準を一定に維持するとともに、江戸時代はばらばらであった日本国内の教育内容を統一するためには、有効な手段となっていたと考える。しかしやがて、一人ひとりの到達度評価を認定する等級制は、それを支える指導者の人員確保が財政的に困難となり、等級制から現在の年齢に応じた学級性へと移行していくことになる。

教育内容では改正教育令により、修身が各科目の一番上位に位置付けられるなど、国家統制が強化され儒教主義が教育の基礎として目立つようになってきた。これは、教育課程の中央集権化のスタートであるが、その背景には富国強兵政策と相次ぐ外国との戦争において、兵士をはじめとする国民に対して皇民思想形成のための政教一致体制を定着させる狙いを持っていた。けれども一方では、1980年代は自由民権思想や欧化主義思想が国内に広がり文化的にも自由な雰囲気生まれ、修身を代表とする儒教的な思想教育と激しく対立する様相も現れた。

このような社会背景のもとに、教育課程の評価にも変化が出てきた。第2次小学校令下でカリキュラム大綱を規定した「小学校教育大綱」1891年（明治24）では、試験の目的は「教授上の参考」とするものであると示された。そのため競争を目的とする比較試験は廃止され、試験の評価法も「簡単」「適切」である等の大まかな標語を使用するよう指示された。卒業時の認定は、毎年数回実施される試験結果だけでなく、その他の修身科の行状点数を総合的に評定して認定することとなった。

1899年（明治32）の第3次小学校令では、それまで徴収していた授業料が無償となり、その結果、就学率が飛躍的に上昇した。さらに1903年（明治36）には教科書が国定化され、国家の求める人材像が教科書を通してストレートに児童生徒や教員に届くようになった意味は大きい。さらに1907年（明治40）には尋常小学校が6年となり義務教育期間が延長された。この頃には小学校の就学率はほぼ100%に近くなり、日本における中央集権的な義務教育制度が確立することになる。この義務教育制度の完成に伴い、小学校令では卒業や進級に当たる試験を廃止し「平素の成績」を「考査」として評価することになった。また臣民形成教育重視の観点から、従来修身科の一部であった「操行」（行為・行動）が独立して評価されるようになった。従来は教育課程の到達度を試験得点で学力として明示証明してきたが、「考査」では「筆頭」「設問法」だけでなく、発問応答、練習帳、作品、授業中の観察などの評価資料を多様に収集し、学期末等に「甲乙丙丁」や10点法で評価した。評価の手段・方法が多様になり、その主体は教師の手に委ねられるようになり、その結果「指導のための評価」という概念は若干出てきたが、「評価から指導にフィードバック」という考えまでには至らなかった。

##### （5）指導要録と通知表

たとえ明治時代でも、児童生徒が学校で学ぶということは、その結果を記録する帳簿があったと考えられる。ま

た、学習の成果を保護者に知らせるための、お知らせ文書や方法があったと考えられる。

しかし、前者の学籍簿（現在の指導要録）が法規上で現れるのは、1881年（明治14）の「学事表簿様式制定の事」（文部省通達）が最初である。これには、「入学、退学、出席、学業、行状等の簿冊」などの記入がされて、学業については100点満点中のいくらか点数で記されていた。しかし、この点数での学業評価は、後に詳細すぎて一面的で適切でないと批判を受け、次第に甲乙丙丁の大枠の評価が用いられるようになっていった。

この後、学生簿（指導要録）も「小学校令施行規則」によって、1900年（明治33）に大まかな全校統一の形式が決められた。学籍簿（指導要録）の全国的な統一は、日本の義務教育制度が、国家レベルでの完成の時期を迎えたことを意味するものである。学籍簿の内容は、氏名、生年月日、住所、入学年月日、入学前の学歴、卒業年月日、退学年月日、退学の理由、保護者氏名、住所、職業、児童との関係、修身、国語、算術、体操、操行の学業成績、在学中の出席・欠席、身体状況などを記入する欄が設けられていた。その後、若干の変更はあったが、昭和の初め頃までこの様式は継続した。

保護者への連絡簿である通知表は、当時から各学校で工夫が凝らされて様々なものが出されていたが、通知表の原本は上記の学籍簿であるという考え方は、この当時から定着してきたと考えられる。

### Ⅲ. 大正時代の教育制度と教育課程の評価

大正時代の特色は、世界的な市民運動のうねりの影響を受けた日本においても、様々な民衆運動が台頭してきたことである。当然のことであるが、この動きは日本の教育制度や教育内容や指導方法にも反映し、新たな学校令の制定や、自由主義的な教育運動の発生を呼び起こした。

#### (1) 大正時代の教育制度

世界的にロシア革命の兆候が表れるなど、日本においても大正時代は護憲運動を契機にして、大正デモクラシーが高まっていった時期である。全国の都市部の各地で起こった米騒動をきっかけとして、社会主義運動や労働運動や普通選挙法を求める運動が高まっていった。市民が権利意識に目覚め自ら声を上げて、動き始めた時代である。さらに第1次世界大戦を契機に、日本の工業化と大衆化は飛躍的に進んでいった。

教育界でも、義務教育が普及して、大正時代の中ごろには就学率が99%に達したと言われている。このことは教育の中央集権化に拍車をかけ、思想的な統制を強めるうえで大きな役割を果たした。一方で識字率の高まりにより一般民衆も読み書きができることになり、教育・文化面においても大衆化が大きく進むことになった。それに合わせて、教育界では、「臨時教育会議」が開催されるとともに、「大学令」「高等学校令」の2つの学校令が出されている。

「臨時教育会議」は、1917年（大正7）の第1次世界大戦中に、内閣総理大臣の教育政策の諮問機関として設けられたものである。ここでは戦争と呼応するように活発化する民本主義・社会主義思想や労働運動への対応や、大衆化する中等教育や高等教育への対応が審議された。「大学令」は、臨時教育会議の答申に基づいて制定されたものである。従来は、大学とは国立の帝国大学に限られていたが、公立や私立や単科大学といった多様な大学の在り方が認められることになった。さらに、専門学校が大学として認可されるなど、一気に大学教育が拡大していった。「高等学校令」も臨時教育会議の産物であるが、公立と私立の高等学校が認められることで増加していき、修業年限については尋常化4年・高等科3年の計7年とされた。

また、1926年（大正15）には、初めての「幼稚園令」が公布された。それまでは、幼稚園教育は小学校教育の前

段階であり、裕福な家庭の一部の子どもが対象となる教育だと認識されていた。そのため、幼稚園独自の教育課程等は制定されておらず、小学校令を準用する形で運営されていた。しかし、大正期に入り全国各地で地域住民によって自主的に設置された幼児教育施設が増加し、教育内容にも独自のものが求められるようになり、幼稚園令が制定されることとなった。

## (2) 大正新教育運動

明治政府発足以来、国家主導で押し進められてきた富国強兵とそれを支える臣民教育は、ますます画一的になっていった。そのような状況で高まった新教育運動は、この時代の新たな市民運動や労働運動の影響を受けた教育理論に支えられていた。試験の合格を目指すのみの詰め込み主義や軍事教練と一体となった管理的な訓練式教育を批判する立場の教育だった。欧米で起こったペスタロッチやフレーベルなどの子どもの興味関心や、自主性や個性を尊重する教育が日本にも伝わり、この運動に一定の影響を与えていた。

このような欧米の教育思想は明治時代の末には日本に伝えられていたが、本格的に新教育として提唱されたのは、社会全体の民主化思想や労働運動と呼応したことも要因といえる。大正新教育運動は、師範学校附属小学校や私立の小学校で盛んに実践された。例えば、手塚岸衛の「自由教育」は千葉師範附属小学校、木下竹次の「自学習・合科学習」は奈良女子師範附属小学校、及川平治の「分団式動的教育」は明石女子師範附属小学校の取り組みである。沢柳政太郎の「ドルトンプラン」は成城学園、羽仁もと子の「自由学園」、野口援太郎の「児童の村小学校」などがある。これらの新教育運動への関心が高まり、1921年（大正10）には、東京で「八大教育主張講演会」が開催されるまでになった。この大会での主張の中心は、画一的な教師中心主義を批判し、子どもの自主性や自発性を引き出す、自由な教育であった。

また、この当時の教員は薄給であり、物価の高騰を受けて、教員の生活は非常に厳しいものがあつた。そこで1918年（大正7）に臨時教育審議会の答申を受けて「市町村義務教育国庫負担法」が設置され、教員の社会的・経済的地位の向上が図られた。一方、労働運動に触発され、教員の処遇改善を目指した「日本教員組合啓明会」も立ち上げられた。

## (3) 教育課程の評価

世界的に教育界ではソーンダイクの主導で、1980年代からアメリカで、教育測定運動が盛んとなり、それが日本にも影響をもたらしていた。大正時代になると、客観的検査法や科学的評価法を主張する論が強くなってきた。これを支えたのは、岡部弥太郎、田中寛一、大伴茂らの心理学者であった。

彼らは客観テスト法を導入し、評価の目的や基準の分析や明確化を推進し、正常分配曲線（正規分布曲線）に基づく相対評価を主張した。一見すると、技術論的で教育の本質から乖離しているように見えるが、その主張の背後には教育の本質やその評価にとっての不可欠な意義が含まれていた。例えば、1924年（大正13）に田中寛一は、文部省主催の夏期講習会において、教育測定について講演し、それを著書に残している。その中では従来の教育評価論には、次のような課題があると指摘している。

- ・ある特定の教師が与える評定はその教師独自のものであり、普遍妥当性がない。教師による評価は、主観的になりがちで客観性が不足している。
- ・ある学科の考査の成績が、その学科に関する要素的性能を明らかにするように分析がなされていない。多領域の問題を同一試験中に含ませているにもかかわらず、安易に総合点を出して、評価している。試験で測ることができないような、分野の資質や能力を無視している。

- ・測定値を解釈するのに必要な客観的標準がないため、同じ点数だとしても、その学力の内容の意味付けが曖昧になっている。
- ・学科としての評定を与えているだけであり、設問自体も分析的でも診断的でもないで、それぞれの学科において、優れた点や劣った点が存在するにもかかわらず、それを明らかにしたり原因を追求したりしていない。そのため、成績考査の結果を、教師の指導の改善に反映することができない。

上記のような論理のもと、大正期から昭和の初期にかけて、標準知能検査や多様な性格検査、適性検査などが開発されて、教育現場に広く取り入れられた。さらに正常分配曲線に基づく相対評価の原則の基づいて成績評価を行うことになった。1927年（昭和2）には文部省訓令「児童生徒の個性尊重及び職業指導」が出され、全国各地で進路指導のために、学業や品性、態度、性格、それぞれごとに観察の結果が5段階相対評価で行われるようになった。

#### （4）入試制度の改革

第1次世界大戦後には日本の就学率は99%にもなり、それに伴い中学校への進学希望者が急増し、過酷な受験競争を引き起こすようになった。1917年（大正6）には中学校入学志願者は81000人程度だったが1920年（大正9）には122000人になり、1923年（大正12）には155000人に志願者が増加した。さらに志願者が多くなるにつれ、有名中学校への志願者が集中するという現象が見られ、中学校の数を単に増加し、入学定員を増やせば受験競争が解決するという問題ではなくなった。

これを解決するために、出てきたのが入学者選抜方法の改革である。当時は学科試験偏重の選抜方法だったので、知識偏重の受験準備教育が盛んに行われていた。そこで文部省は1927年（昭和2）に「中等学校令施行規則中改正」により選抜試験の学力試験を全面的に廃止することを決定し、新たな選抜方法を提示した。ここでは入学試験から入学考査への変更が図られ、内申書と人物考査と身体検査の3つを総合的に判断し、入学者を決定することとした。しかし、これは文部省が狙う根本的な効果が発揮できないままに終了することとなった。

なぜなら、新しい選抜制度に変更した1928年（昭和3）に、大きな混乱が生じたからである。それは、考査で重視される内申書の内容に情実が入り込み、内申書が不確実で信用できないという問題だった。内申書を教師により上等に記述してもらうために、保護者が教師に金品を送るという教育界にとっての汚職事件が各地で摘発された。次に、人物考査と方法や内容についての混乱である。人物考査において口問口答では十分に資質を把握できないと判断した学校が、例外的に独自に口問筆答の試験法を採用し、その内容が学科試験と同様な内容になってしまったことである。結局のところ、文部省が提案した新たな選抜制度は2年程度で実質的には消滅した。

#### IV. 昭和の戦時体制下の教育制度と教育課程評価

世界的経済界において1929年（昭和4）に世界大恐慌がアメリカから始まり、これがヨーロッパや全世界に波及し大混乱の時代を迎えた。日本では、第1次世界大戦後の不況が慢性化して、民衆の生活が厳しいさなか追い打ちをかけるように、関東大震災が起こった。そして世界恐慌の影響で、日本も深刻な経済不況に陥ったのである。世界恐慌は1930年頃には終息をするが、世界の列国がその後も経済的に保護政策をとり始めたので、日本はこの状況を打開するべく大陸への侵略戦争を開始した。それに伴い国民生活はもちろんのこと教育制度や教育課程も、国家的に全体が軍事的な色彩を強めていった。

盧溝橋事件を契機にして日本は中国へ軍事行動を開始し、1931年（昭和6）には満州事変を引き起こした。日本国内では、政治・軍事面において政府官僚の混乱だけでなく、民衆の労働争議や小作争議を引き起こされ、社会主事思

想の振興も見られた。しかし、戦時体制が強まるにつれて、そのような思想や言動は弾圧されて、日本はひたすら戦争と破局への道を進むこととなった。

#### (1) 戦時体制下の教育制度

戦時体制の強化とともに、教育制度が変わっていった時代である。特に思想面では国体に反対する傾向の思想や運動に対しては、厳しく弾圧を加え国家統制を実施した。そのために、まず文部省は1937年（昭和12）に皇国史観の徹底のために「国体ノ本義」を刊行し、全国の学校等に配布し、戦時下の国家主義的な教育理念を徹底しようとした。中学校では修身の時間の教科書として、この本が使われていた。

さらに同年の12月には、日中戦争などが全面戦争に展開していった。この事態を国家総動員体制で打開するために、内閣直属の教育諮問機関として「教育審議会」が設置された。ここから出された答申により「国体ノ本義」「臣民の道」を基盤として「皇国の道に則る国民の錬成」が教育の基本理念と位置付けられた。これに引き続き1941年（昭和16）までに、各学校教育を対象として、答申が立て続けに出された。さらに、これらの答申と並行して、各学校制度の改革も行われた。

#### (2) 戦争激化に伴う教育制度の変化

まず「青年学校令」が改正された。青年学校は、1935年（昭和10）に実業補習学校と青年訓練所を統合して発足した。前者は勤労青少年を対象とした職業教育学校であり、後者は一般勤労青年男子を対象とした軍事訓練を行う組織であった。同令の目的は「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及び實際生活ノ須要ナル知識技能ヲ授ケテ国民タルノ資質ヲ向上セシムヲ目的トス」とされた。普通科と本科が設置されたが、両方とも勤労青少年を対象としていたので定時制が原則とされていた。教育内容は、修身及び公民科、普通学科、職業科、教練科（女子は体操科）、家事及び裁縫科（女子）というものだった。この後、日中戦争への突入を契機にして、1939年（昭和14）から青年学校は男子義務化となり、学校制度も戦時体制下に合致するものになっていった。

次に、青年学校令の3年後に、教育審議会の答申「国民学校・師範学校・幼稚園ニ関スル件」に則り、1931年（昭和16）年に国民学校制度が発足した。これにより、尋常小学校と高等小学校は国民学校に改組された。国民学校の目的は第1条に「皇道ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」と述べられている。国民学校は初等科6年・高等科2年で、合計8年の義務教育となった。しかし、戦争激化のため実質上義務教育は8年に延長されることはなかった。

国民学校の教育課程や指導方法は、大正期の新教育運動の影響も継承しつつ、合科教授による統合的な指導が求められた。科目は、国語科（修身、国語、国史、地理）、理数科（理科、算数）、体錬科（体操、武道）、芸能化（音楽、習字、図画及び工作、裁縫、家事）実業科（農業、工業、商業、水産業）の5科目に統合された。戦争が激しくなるにつれて、戦争に有効な教育として皇国民としての鍛錬が重視され、国家防衛のための団体訓練などが頻繁に学校で行われるようになった。

次に「中等学校令」が出された。これの目的は「皇道ノ道ニ則リテ高等普通教育ハ実業教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」と定められた。これにより従来の中学校令、高等女学校令、実業学校令が廃止され、中等学校に中学校、高等女学校、実業学校が含まれることとなった。これらの就学年数は、従来は5年であったが4年に短縮された。

最後に1943年（昭和18）に改正された「師範教育令」を取り上げる。都道府県立の師範学校は国立に移管されるとともに、入学資格は中学校・高等女学校卒業者とされ、その他の師範学校は中等教育機関として位置付けられた。



戦争の拡大に伴い、薄給の教員を志願する者は減少し、教育の質の低下を懸念した文部省は、理数科教育振興のための師範学校を設立する等、改革を試みたが成果はあがらなかった。

### (3) 入試制度の改革

1939年(昭和14)に戦時体制が色濃くなる中、「中等学校入学者選抜ニ関スル件」の通牒が出された。その内容は、翌年度の入学者選抜から学科試験なしで、口問口答と内申書・身体検査による考査が復活することになることであつた。内申書の疑惑や口問口答による徳性の判断は不明確であると、過去に指摘されていたのであるが、実施されることとなった。文部省は、内申書に情実が入ることを防ぐ新たな対策として、小学校教員の家庭教師の兼業を堅く禁じ、教員が塾等でアルバイトをすることも禁じた。また考査の方法や内容について、前回の轍を踏まぬため1941年(昭和16)に「改正入学者考査法の本旨」という冊子を全国の小学校に指示として配布した。

しかし、この新考査法には反対意見も多く出た。当時の「朝日年鑑」に述べられた反対の論点第1は、身体検査の重視により小学校で過度な体育や鍛錬が行われる恐れがあり、身体虚弱なものに害になることがある、第2は学科試験が廃止された結果、中学入学者の学力低下を招く、第3は情実関係が増加することを防ぐことは困難というものだった。そして、実際に行われた経過を見ると、学科試験の全廃は徐々に後退し、内申書や人物考査、身体検査の3つの総合判定についても、必ずとも3つが同じ配分でなくても良いこととなった。人物考査は口問口答を原則としつつも、補助手段として簡単な筆頭試験を実施することも認めた。やがてこのことが大都市を中心に、なしくずして筆記試験による学科試験の復活につながっていくのである。

### (4) 学籍簿(指導要録)の様式の改訂

明治の中頃に全国统一の学籍簿の様式が決められてから、若干の手直しはあつたが、基本的な形は変化することはなかった。しかし、1938年(昭和13)に大幅に改訂されることとなった。これまでの学籍簿は、学校における戸籍簿的な性格が強かつたが、今回はそれに教育指導上の資料という性格が追加された。つまり、戦後の指導要録の原型となる物である。

内容は、従来の児童の個性や卒業後の進学や就職等の指導が重視された内容は受け継がれ、それがさらに詳細に欄を設けて記載されることになった。新たな欄として「性行概評」「身体ノ状況及其ノ所見」「家庭・環境」「志望及其ノ所見」の各欄が設けられた。さらに「性行概評」の箇所は、性格、才幹、悪癖、障碍、異常、趣味、言語、動作及び容姿までも具体的に記入することになっていた。学業成績以外の性格や行動や思想的傾向までも評価の対象となった点では、学齢簿の内容に新たな観点が加わつたといえる。従来からある学業成績評価欄に著しい傾向を記載する概評記載欄や、出欠の欄にその理由などの記入欄が設けられた。これにより、学業成績の記入にについて統一的な基準が設けられたことになる。教科の成績は点数法から10点法での記入に変更、操行は優良可での記入とすることになった。評価の基準は、大正期の教育測定運動の正常分配曲線等の影響を色濃く受けて、従来の到達度評価ではなく相対評価を原則とするとされていた。

しかし、この学籍簿も1941年(昭和16)の国民学校発足に伴う学籍簿改訂により、一瞬間で覆ることになった。戦争に対応し挙国一致体制で皇道翼賛の思想を體現したものが、国民学校であるので、学籍簿もその精神を柱とするものに改訂された。

当時の文部省は、改訂の目的等について次のように説明している。従来の点数法の意義は、児童の等差を明確にすることである。しかし国民学校教育の目的は少数の優秀児童に完全教育を実施することではない、すべての児童に皇国の道を修練させることである。その修練すべき皇国の道の基準は、各教科ごとに、教科書においては授業要目等で

示されている。国家が要求する程度を、教員としても理解することができるだろう。もし、担任する児童全員が求める程度に達したと認めるならば、全員が良の評価でもよい。

上記の文言は、相対評価から到達度評価への変更の指示と受け取れる。文部省は到達度評価志向であるが、到達する基準が明確でないのが残念である。学年相応の到達基準が具体的でなく、教員が主観的に判断する基準であり、評価の具体的な方法についても示されていない。評価の結果が相対評価から到達度評価に変わったといっても、全国的な状況を見れば、国民学校になってからも相対評価が行われていた都道府県が多く存在した。

また、国民学校では各科目の中で躰や態度等は厳しく指導するため、「操行」を特別に記入する必要はなく欄自体が消滅した。「性行概評」の中に含まれると、解釈されたともいえる。また、学籍簿の記入を行った教員の氏名欄が新設され、指導や教育を担当した者の責任の所在が明確にされることとなったといえる。

## V. まとめ

本稿では、日本において近代公教育制度の基本的骨格である学制が施行されてから、第2次世界大戦で敗戦を迎えるまで期間の教育制度と教育内容について、その社会的な背景と関係づけながら論じてきた。さらに、その教育課程の評価についても、社会的な背景や教育内容と関連付けつつ論じてきた。その時代の経済や文化状況に影響を受けつつ、大きく変化する学校制度と教育課程評価の関連を概観すると、筆者は次のように考える。教育の目的は、その時々々の国家の求める人材像に大きな影響を受けること、さらに教育内容はそれに規定されて存在すること、さらに前者と比較すると少ないが、その教育指導の評価も世界的な流れの影響を受けつつ国家の求める人材像の枠を逃れることはできないと考えた。教育の意義とは本来一人ひとりの人間の、人格的な成長を支える個別的な面も備えているはずであるが、近代的な学校制度を国家的な要請で急速に整備する必要に迫られた当時の日本では、その部分の教育が軽んじられていた傾向が強かったといえる。

本稿の続きとして今回は、日本を単独占領したアメリカの教育思想や制度の影響を大きく受けて、再出発する日本の学校制度と教育課程とその評価に焦点を当てて論じることとする。

## 参考文献 (References)

- ・梶田叡一『教育評価（第2版補訂版）』2009 有斐閣双書
- ・梶田叡一、加藤明監修・著 『実践教育評価辞典』2010 文溪堂
- ・中田正浩編集・著『次世代の教職入門』2012 大学教育出版
- ・伊藤潔志編集・著『哲学する教育原理』2019 保育出版